

あっせんQ & A

あっせんを利用するには？

県内に所在する事業所に勤務する（していた）労働者（正社員、派遣社員、パート社員問わず）又は事業主のどちらからでも申請できます。労使のトラブルでお困りの際は、まずは最寄りの労政事務所にご相談ください。専門の相談員があっせんの仕組み、申請方法等をご案内します。

あっせん員はどんな人ですか？

労働委員会の公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）と、事務局職員の4者があっせん員となります。

あっせんはどのように行われますか？

あっせん期日を定め、非公開・非対面で行います。あっせん員が、双方のお話を個別に伺い、問題点を整理して、歩み寄りによる解決を働きかけます。

あっせんの流れ

トラブル発生

- 話し合いをしても平行線のみで進展しない
- 解決するためにどうしたらいいのかわからない
- できるだけ早く費用をかけずに解決したい



労政事務所

労働委員会

労働相談

あっせん申請

事務局調査

あっせん実施

解決（打切り）

お話をお聞きし、あっせんがふさわしい場合は、申請を勧めます。

職員が労使双方からお話をお聞きします。

合意の内容に基づいて、協定書を締結します。（双方の歩み寄りがなく、解決が見込まれない場合は打切りとなります。）

労働問題に関する相談、あっせん申請窓口 <受付時間> 平日 8:30~17:15

東信労政事務所 (上田市 上田合同庁舎 ☎ 0268-25-7144)

南信労政事務所 (伊那市 伊那合同庁舎 ☎ 0265-76-6833)

中信労政事務所 (松本市 松本合同庁舎 ☎ 0263-40-1936)

北信労政事務所 (長野市 長野合同庁舎 ☎ 026-234-9532)

あっせんに関するお問い合わせ

<受付時間> 平日 8:30~17:15

長野県労働委員会事務局

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2(長野県庁8階)

☎ 026-235-7468

Fax 026-235-7367

E-mail roi@pref.nagano.lg.jp

詳しくはこちら

